

町田市立 小川小学校

避難施設開設・運営マニュアル

2016年3月31日

(小川小学校避難施設開設連絡会作成)

小川小学校 避難施設開設・運営マニュアル

1 目的

このマニュアルは、地震等の大規模災害発生時に小川小学校を避難施設として活用する避難施設開設と運営のためのマニュアルであり、町田市、小川小学校（避難施設管理者）及び、地域の自主防災隊等が連携し、円滑な開設・運営を行うために策定する。

また、本マニュアルは小川小学校を避難施設とする市民を対象とするものである。

2 避難施設開設・運営の体制

災害発生時の避難施設の開設・運営に当たるため、小川小学校避難施設運営委員会を組織する。

小川小学校を避難場所とする自主防災隊

- ・小川自治会自主防災隊
- ・小田急金森自主防災隊
- ・西小川親和会自主防災隊
- ・グランセリーナ管理組合自主防災隊
- ・小川富士見台自主防災隊
- ・町田コープタウン自治会自主防災隊
- ・成瀬が丘自治会自主防災隊
- ・都営町田小川アパート自主防災隊

(8 自主防災隊)

(1) 避難施設運営委員会の構成員

委員長 小川自治会自主防災隊隊長とする

副委員長 5名 小川小（1） 市指定職員（1） 自主防災隊隊長（3）

（小川富士見台自主防災隊隊長、小田急金森自主防災隊隊長、町田コープタウン自主防災隊隊長）

委員	34名	市指定職員	3名
		学校教職員	2名
		各自治会自主防災隊代表	24名
		避難者代表	5名

市指定職員、学校教職員以外の運営委員は各自治会（自主防災隊）で選出し、班別等の割り振りは委員長の承認のもとで決定する。

(2) 委員長、副委員長、委員の任務

委員長 運営委員会の総責任者であり、運営委員会会議を主宰する。次項（3）の運営本部長を兼ねる。

副委員長 委員長の補佐 運営本部の構成員を兼ねる
委員 運営委員会の構成員であると同時に、以下の①～⑥の班のいずれかにに所属する。

- ① 情報班 必要な情報の収集、伝達
- ② 給食・給水班 飲料水の確保と給水、炊き出し、物資受入れ
- ③ 避難・誘導班 避難者の状況確認、避難者の校庭での受け付け及び施設内への誘導、避難者名簿の記入・確認
- ④ 救出・救護班 負傷者の搬送等
- ⑤ 衛生管理班 避難施設内の清掃、衛生管理、トイレの設営、ペットの管理の指導
- ⑥ 備品・設備管理班 防災倉庫内の備品・設備の管理・設営・配布等

(3) 運営本部の設置

避難施設の開設・運営に関する企画、管理、監督を行う部署として、運営本部を設置する。運営本部は避難施設開設運営委員長と副委員長5名の計6名で構成するものとし、運営委員長が運営本部長を兼ねるものとする。運営本部長は地域代表とし、各自主防災隊組織が交互に担当する。

(4) 組織図は別紙—1のとおり

3 避難施設の開設

(1) 開設の基本的事項

- ① 避難施設の開設については、町田市地域防災計画に基づき、震度6弱以下であっても避難者が発生した場合において、町田市長が判断し開設する。
- ② 本避難施設は地域内住民、地域内に勤務先を有する避難者が利用する施設とする。
- ③ 体育館、教室は安全性の確認及び組織（自治会）ごとの配置決定が済むまで入館できない。
- ④ 施設の開錠は市の指定職員とするが、休日や夜間の場合等、状況によって運営委員長（運営本部長）が開錠する。

(2) 施設の安全確認作業と施設開設の決定

- ① 別紙—2の「施設の危険度調査票」により安全を点検する。
- ② 運営本部長の指揮により、運営委員が安全確認作業を実施し、それを受けて運営本部長が開設の可否を決定する。

(3) 開設前の施設内の清掃等

- ① 指揮は運営本部長とする。

- ② 要員は避難施設運営委員と避難者の有志とする。

(4) 収容スペースの決定方法

- ① 避難施設として使用する体育館、教室等は別紙—3のとおりとする。
- ② 体育館のレイアウトは別紙—4のとおりとする。
- ③ 必要スペースは大きく分けて次のとおりとする。
 - ア) 健常者
 - イ) 妊婦・乳幼児とその家族
 - ウ) 認知症の方・身体に障害のある方などを持つ家族
 - エ) 風邪等の病気のある人
 - オ) その他

(5) 学校が避難施設として使用できない場合の対処

- ① 委員長の決定により、開設困難とされた場合、どこの避難施設に避難するかは市との協議により運営委員会が対処する。

(6) 避難者名簿の作成

- ① 避難施設内へ誘導後、世帯ごとに別紙—5の避難者名簿を配布し、小川小学校避難施設の避難者名簿を作成する。
- ② 避難者名簿作成とあわせて、避難者から地域の被害状況に関する情報を把握する。

(7) 避難施設内事務所の開設

- ① 避難施設内1F英語教室に避難施設運営委員会事務所を開設する。
- ② 事務所には、常に運営委員を配置し、避難者名簿及び事務用品等の必要な資機材を配備する。

(8) 避難施設開設の報告

- ① 避難施設を開設した場合は、南センター(042-795-3577)に対して、電話、伝令等により、以下の内容について報告する。
 - ア) 避難施設開設日時
 - イ) 避難者数及び被害状況
 - ウ) その他必要な事項
- ② 電話等の通信手段が使えない場合は、南市民センターを情報拠点とし、伝令等による情報連絡を行う。

4 避難者の誘導

(1) 一時集合場所の設定

避難者は、各防災隊組織が定めた一時集合場所等の安全な場所に集合して人数確認・安全確認を行う。

(2) それぞれの組織からの誘導の仕方

① 人数確認・安全確認の後、各防災組織の一時集合場所から小川小学校校庭に誘導する。

② 校庭で、施設の安全確認後、人数確認・割振りの後施設内に誘導する。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）の誘導（搬送）

① 一時集合場所から避難施設への誘導（搬送）は、それぞれの組織が責任を持って行う。

② 避難施設から二次避難施設への誘導は市の責任で対処する。

(4) ケガ人は、それぞれの組織から直接、町田慶泉病院へ搬送する。

5 避難施設の運営

(1) 避難施設運営会議

避難施設の運営に関する調整を図るため、運営委員会議、運営本部会議を開催する。上記会議では、以下の事項について調整を行う。

① 避難施設運営上必要な役割分担について

② 避難施設におけるルールについて

③ 情報の収集・伝達・広報について

④ その他、必要な事項について

(2) 避難施設における生活上の注意点

① 共通事項

ア) 徒歩による避難を原則とする。

イ) 体育館、校舎等の屋内は、土足禁止とする。

ウ) 校庭への車両の乗り入れは禁止とする。

② 停電時は備蓄品として備えてある照明器具を使用する。

③ ペットの管理は市の、「災害時のペット対策」に基づいて対処することとし、ペットの係留場所は屋外に指定する。管理は全て飼い主の責任で行うものとする。

(3) 防災備蓄品の状況 別紙一6のとおり

(4) 活動場所の配置

小川小学校における、各活動場所の配置は原則として以下のとおりとする。

- ① 避難所運営委員会事務所 (1 F 英語教室)
- ② 救急拠点設置場所 (保健室)
- ③ 給水 (別紙 7 参照)
- ④ 炊き出し (別紙 7 参照)
- ⑤ 情報連絡場所 (掲示板等) (正門・体育館の壁面)
- ⑥ トイレ設置場所 (別紙 7 参照)
- ⑦ 同行避難ペット管理場所 (別紙 7 参照)

6 収容可能人員数 (3.3 m²に 2 人)

使用場所	面積	収容人数
【第一段階】 体育館	499.5 m ²	243 人
【第二段階】 第 2 音楽室、家庭科室、プレイルーム 生活科室、会議室、ランチルーム	513 m ²	310 人
計	1,012.5 m ²	553 人

※学校施設全体を使用した場合、最大 1,431 人収容 (2,362.5 m²)

7 その他

- (1) 本避難施設は町田市が開設・運営するが、実質的な運営は小川小学校を避難施設として使用することを希望する 8 の自主防災隊組織主体の避難施設運営委員会が行う。
- (2) 本マニュアルは、半数以上出席の避難施設運営委員会会議において、半数以上の賛成により改定できる。
- (3) 体育館、教室、校庭の割り振りを行う避難施設開設訓練を実施することが望ましい。
- (4) 避難施設でのマナー等は、別途「避難施設での生活のマナー」において定める。